

警察庁職員の懲戒の取扱いに関する訓令（昭和29年警察庁訓令第14号）

（目的）

第1条 この訓令は、警察庁職員の懲戒の取扱いに関し、国家公務員法（昭和22年法律第120号）および人事院規則12-0（職員の懲戒）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において「職員」とは、警察庁長官（以下「長官」という。）又は長官より任命権の委任を受けた者が任命する警察庁の職員をいう。

2 この訓令において「任命権者」とは、長官が任命する職員については長官、長官より任命権の委任を受けた者が任命する職員については当該任命権の委任を受けた者をいう。

3 この訓令において「監督者」とは、職員を監督する地位にある者をいう。

4 この訓令において「所属長」とは、監督者のうち、警察庁の内部部局、附属機関又は地方機関の課長以上の職（これに準ずるものを含む。）にあるものをいう。

（規律違反）

第3条 職員が、国家公務員法第82条各号の一に該当する場合には、これを規律違反とする。

（規律違反の申立）

第4条 職員に規律違反があると認める者は、証拠を添えて、書面により、当該職員の任命権者に申し立てることができる。

（職員の責務）

第4条の2 次の各号に掲げる職員に規律違反があると認める職員（次条に規定する監督者及び第5条に規定する所属長を除く。）は、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

① 自らが属する所属の職員 所属長又は監察事務の担当者

② その他の職員 監察事務の担当者

（監督者の責務）

第4条の3 監督する職員に規律違反があると認める監督者（所属長を除く。）は、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

（所属長の責務）

第5条 所属の職員に規律違反があると認める所属長は、様式第1号により、直ちにその旨を監察事務の担当者に報告しなければならない。

（監察事務の担当者の責務）

第6条 監察事務の担当者は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、懲戒手続に付する必要があると認めるときは、様式第1号の2の申立書に次の各号に掲げる証拠及び様式第2号の身上調査書を添えて、当該職員の任命権者に申し立てなければならない。

- ① 本人の聴取書又は始末書（本人が供述又は始末書の提出を拒んだ場合にあっては、事実調査書）
- ② 関係人の聴取書又は陳述書
- ③ 申告に係るものについては、その申告の書類
- ④ その他の証拠

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。
(懲戒審査委員会)

第7条 任命権者の要求に基づき職員の規律違反の事案を審査するため、警察庁、警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、管区警察局、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部に、それぞれ懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員長及び3人以上10人以内の委員をもつて組織する。

- 2 委員長は、任命権者又は任命権者の指名する者をもつて充てる。
- 3 委員は、課長又はこれと同等以上の職員のうちから、委員長が指名する者をもつて充てる。
- 4 委員長に故障があるときは、委員長の命ずる委員が委員長を代理する。
(幹事及び書記)

第9条 委員会の事務を処理するため、委員会に、幹事及び4人以内の書記を置く。

- 2 幹事は、監察に関する事務をつかさどる課の課長をもつて充てる。
- 3 書記は、監察に関する事務をつかさどる課に勤務する職員のうちから、それぞれ委員長が指名する者をもつて充てる。
- 4 幹事は、委員長の命を受けて、委員会の事務を掌理する。
- 5 書記は、委員会の事務に関し、幹事を助けて、事務を整理する。

(審査の要求)

第10条 任命権者は、第4条又は第6条第1項に規定する申立てを受けた場合において、その規律違反に対し懲戒処分を必要とすると認めるときは、様式第3号の懲戒審査要求書に証拠を添えて、直ちに委員会に当該事案の審査を要求するとともに、申し立てられた職員（以下「被申立者」という。）にその旨を通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができない場合に

においては、被申立者に対する通知を省略することができる。

- 2 前項の通知を受けた被申立者が、第12条に規定する口頭審査を要求しようとする場合には、様式第4号により、直ちにこれを要求しなければならない。

(勤務に関する指示等)

第11条 任命権者は、規律違反の事案の審査を委員会に要求した場合において、必要があると認めるときは、申立の調査および審査の間、被申立者の勤務に関し所要の指示をし、および被申立者の保管する使用期間の満了しない支給品または貸与品の返納を命ずることができる。

(委員会の審査)

第12条 委員長は、任命権者から審査の要求があつたときは、すみやかに委員会の審査を行なうものとする。ただし、被申立者が、口頭審査を要求したときは、その要求のあつた日から7日間は、委員会の審査を行なうことができない。

- 2 委員会の審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が要求した場合、または委員会が必要と認めた場合には、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

- 3 委員会の審査は、委員長および委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第13条 委員長および委員は、自己またはその親族に関する事件の審査に参加することができない。

(口頭審査の手續)

第14条 委員長は、口頭審査を要求した被申立者に対し、すみやかに委員会における審査の期日および場所を通知するとともに、申立書の写を送達しなければならない。

- 2 口頭審査は、被申立者が出席した上で行なうものとする。ただし、被申立者が相当の理由がなくて出席しないとき、または再度の呼び出しにも応じないときは、この限りでない。

- 3 委員長は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出頭または証拠の提出を要求することができる。

- 4 被申立者は、委員会の審査の期日の3日前までに委員長に対し様式第5号により、被申立者の側の証人の呼出を要求し、または必要と認める証拠を提出することができる。

- 5 委員長は、前項の要求を受けた場合には、被申立者の側の証人を委員会に呼び出さなければならない。

(委員会の勧告)

第15条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、委員長から様式第6号により任命権者に勧告するものとする。

(文書の様式および交付等)

第16条 懲戒処分は、当該職員に対し、様式第7号による懲戒処分書および人事院の定める様式による処分説明書を交付して行なうものとする。

2 前項の懲戒処分書の交付に際し、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合において、官報に掲載することとなるときは、様式第8号により、これを行なうものとする。

(訓戒等)

第17条 任命権者は、被申立者の規律違反が軽微なものであつて、これに対し懲戒処分を要しないと認めるときは、口頭により、又は様式第9号の文書を交付して、訓戒又は注意を行うことができる。

附 則

この訓令は、昭和29年9月3日から施行する。

附 則

この訓令は、平成元年7月3日から施行する。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成25年7月23日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年5月24日から施行する。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

様式第 1 号

	令和	年	月	日
	報	告	書	
警察庁長官官房首席監察官	氏	名	殿	
(又は〇〇〇)				
			警察庁〇〇局〇〇課長	
			(又は〇〇〇)	
次の者の規律違反につき次のとおり報告する。				
			警察庁〇〇局〇〇課勤務	
			(又は〇〇〇)	
		官	職	氏
				名
1	規律違反発覚の端緒			
2	規律違反の年月日及び場所			
3	規律違反の内容			
4	その他必要と認める事項			

様式第 1 号の 2

	令和	年	月	日
	申	立	書	
警察庁長官	氏	名	殿	
(又は〇〇〇)				
			警察庁長官官房首席監察官	
			(又は〇〇〇)	
次の者の規律違反につき次のとおり申し立てる。				
			警察庁〇〇局〇〇課勤務	
			(又は〇〇〇)	
		官	職	氏
				名
1	規律違反発覚の端緒			
2	規律違反の年月日及び場所			
3	規律違反の内容			
4	添付書類 (別紙とする。)			
	①	証拠		
	②	身上調査書		

様式第 2 号

身 上 調 査 書	
官 職 氏 名	
1	採用年月日
2	俸給
3	既往の懲戒処分等の年月日、種別、程度および理由
4	勤務および成績の良否
5	平素の行状
6	部内または社会の反響
7	その他処分を加重または軽減すべき事項
8	処分に対する意見
	令和 年 月 日
	警察庁〇〇局〇〇課長
	(または〇〇〇)
官 職 氏 名	

様式第3号

令和 年 月 日	
懲戒審査要求書	
警察庁（または〇〇〇）懲戒審査委員会委員長 殿	
警察庁長官 （または〇〇〇）	
警察庁職員の懲戒の取扱いに関する訓令第10条の規定により次の者の規律違反につき審査を要求する。	
所官氏	属職名
規律違反の 規 事	実
添付書類	
備考	

様式第4号

令和 年 月 日	
口頭審査要求書	
警察庁（または〇〇〇）懲戒審査委員会委員長 殿	
警察庁〇〇局〇〇課勤務 （または〇〇〇）	
官 職 氏 名	
私の規律違反について懲戒審査委員会の審査は、口頭審査によつて行なわれるよう要求いたします。	

様式第 5 号

令和 年 月 日	
要 求 書	
警察庁（又は〇〇〇）懲戒審査委員会委員長 殿	
警察庁〇〇局〇〇課勤務 （又は〇〇〇）	
官 職 氏	名
私の規律違反に係る審査について次の証人を呼び出されたい。	
なお、次の証拠について審査されたい。	
記	
1 証人の住所氏名	
2 証拠	

様式第 6 号

令和 年 月 日		
勸 告 書		
警察庁長官 殿		
（又は〇〇〇）		
警察庁（又は〇〇〇）懲戒審査委員会委員長		
令和 年 月 日付け何某に関する懲戒審査要求に基づき審査した		
結果次のとおり決定したのでこれを勧告する。		
記		
（懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項）		
委員長	氏	名
委 員	氏	名
委 員	氏	名
委 員	氏	名

様式第7号

懲戒処分書			
(氏名)		(官職)	
(懲戒処分の内容)			
令和 年 月 日			
任命権者			
交 付 年 月 日	令和 年 月 日	交 付 場 所	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 8 号

令和 年 月 日
警 察 庁 公 告
警察庁長官 氏 名
(又は〇〇〇)
次の者に対する懲戒処分書は、本人の所在が不明のため交付することができないことから、人事院規則12-0（職員の懲戒）第5条第2項の規定により次のとおり懲戒処分の内容を公告する。
記
官 職 氏 名
(懲戒処分書の内容を記入)

様式第 9 号

所 属
官 職 氏 名
上記の者は（規律違反の事実を記載）・・・・・・・・・・・・・・・・
上記の者に対し警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令第17条の規定により訓戒（又は注意）する。
令和 年 月 日
警察庁長官 氏 名
(又は〇〇〇)